

雇用関係助成金についての 実地調査のご協力のお願い

雇用関係助成金については、多くの事業主の皆様にご利用いただいているところです。

適正な支給を推進する観点から、雇用関係助成金をご利用いただいている事業所を対象に実地調査を行っています。

対象となられた事業主の皆様は、ご多忙のところ恐れ入りますが、実地調査にご協力をいただきますよう、よろしくお願ひ致します。

- 実地調査にあたっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類を確認させていただきます。
- 事業主の方のみならず、従業員の方にもヒアリングをさせていただく場合があります。

不正受給について

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不支給または支給の取消しとなります。既に助成金を支払い済みの場合は返還していただきます。
- 不正が判明した場合、不支給とした日又は支給決定を取消した日から起算して3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成金を受けられなくなります。

不正受給 NO

【不正受給の例】

- ◆ 既に雇用している従業員に、ハローワークからの紹介状を交付してもらうよう指示し、助成金を申請した。
- ◆ 応募者の面接を行い、採用内定をしているにもかかわらず、ハローワークからの紹介状を交付してもらうよう指示し、助成金を申請した。
- ◆ 従業員を雇っていないにもかかわらず、雇入れているとして助成金を申請した。
- ◆ 従業員に対して訓練を実施していないにもかかわらず、訓練を実施したとして助成金を申請した。
- ◆ 賃金台帳や出勤簿を偽造し、助成金を申請した。

- 不正受給が発覚した場合には、事業所名等を公表する場合があります。
- 不正の内容によっては、事業主が刑事告発される場合がされます。
- 事業主等が、助成金制度をよく理解していない場合であっても、不正の事実が確認された場合は、不正受給処分の対象となります。